

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和2年 10 月

(LIBOR 関連抜粋版)

[日本貸金業協会]

LIBOR への対応について

- ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)については、令和 3 年末以降は恒久的に公表停止する懸念が高まっている。
- LIBOR は、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、備えのない状態で LIBOR の公表が停止された場合、利用者への影響が懸念される。
- LIBOR 参照の金融商品・取引を抱えている貸金業者は一部に限られると考えられるが、そうした業者には適切に対応していく必要がある。その実態把握に当たっては、貴協会のご協力もいただきながら、今後、財務局・都道府県とも連携して進めたいと考えているので、よろしくお願いしたい。